

## 総 則

## 1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査に必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取り扱い等の法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性あるいは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

## 3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、船橋市火災予防条例（昭和48年条例第23号）をいう。
- (7) 条則とは、船橋市火災予防条例施行規則（昭和48年規則第41号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) J I Sとは、日本産業規格をいう。
- (12) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (13) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (14) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (15) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (16) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (17) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (18) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するもの（原則として防火戸に限るものとする。）をいう。
- (19) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するもの（原則として防火戸に限るものとする。）をいう。

4 施行期日

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

なお、この基準の施行の際、現に存する防火対象物であっても、消防用設備等の改修等を行う際には、本基準に基づくことが望ましいものとして、指導の推進を図ること。

5 附則

平成16年4月1日 消防予第1007号 制定

平成29年4月1日 消防予第1875号 全部改正

令和3年4月1日 消防予第1501号 一部改正

令和6年4月1日 消防予第1568号 一部改正